

厚生労働省 宮崎労働局発表
令和8年6月16日

【照会先】
宮崎労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 平元 克典
産業安全専門官 松澤 良
(電話番号) 0985-38-8835

令和8年度全国安全週間を前に
宮崎労働局長による介護施設の視察を行います
～労働局長が介護職員の腰痛や転倒災害の防止に
積極的に取り組む介護施設の視察を行います～

宮崎労働局(局長 ^{よしこし}吉越 ^{まさゆき}正幸)は、全国安全週間を前に腰痛や転倒災害などのいわゆる「行動災害」の防止に積極的に取り組む介護施設の視察を「宮崎県介護施設 SAFE 協議会」(別添1参照)の構成員と行います。

県内で発生する労働災害の約4割が「行動災害」であることから、これらの労働災害の防止について、関係者の理解を深め、県内の事業場において職場の総点検や安全衛生活動の重要性の意識付けに繋げるべく、視察を行うものです。

厚生労働省では、今年度も全国安全週間(第99回)を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添2の「令和8年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和8年7月1日から7月7日までを全国安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることとしています。

1 労働局長による視察について

- ・日 時 令和8年6月26日(金) 午前10時00分～11時30分
- ・集合場所 社会福祉法人 ときわ会
「特別養護老人ホーム ひなもり園」
(小林市堤4380番地) 別紙1参照
- ・視察概要 介護用リフト機器等を使用した腰痛・転倒災害防止対策やICTを活用した介護職員(外国人労働者を含む)の負担軽減の取組について確認する。

- ・実施機関 宮崎労働局
- ・取材申込 別紙2「取材申込書」を6月22日(月)午後5時15分までに、宮崎労働局労働基準部健康安全課あてメールにて送信をお願いします。

【取材に関するお願い】

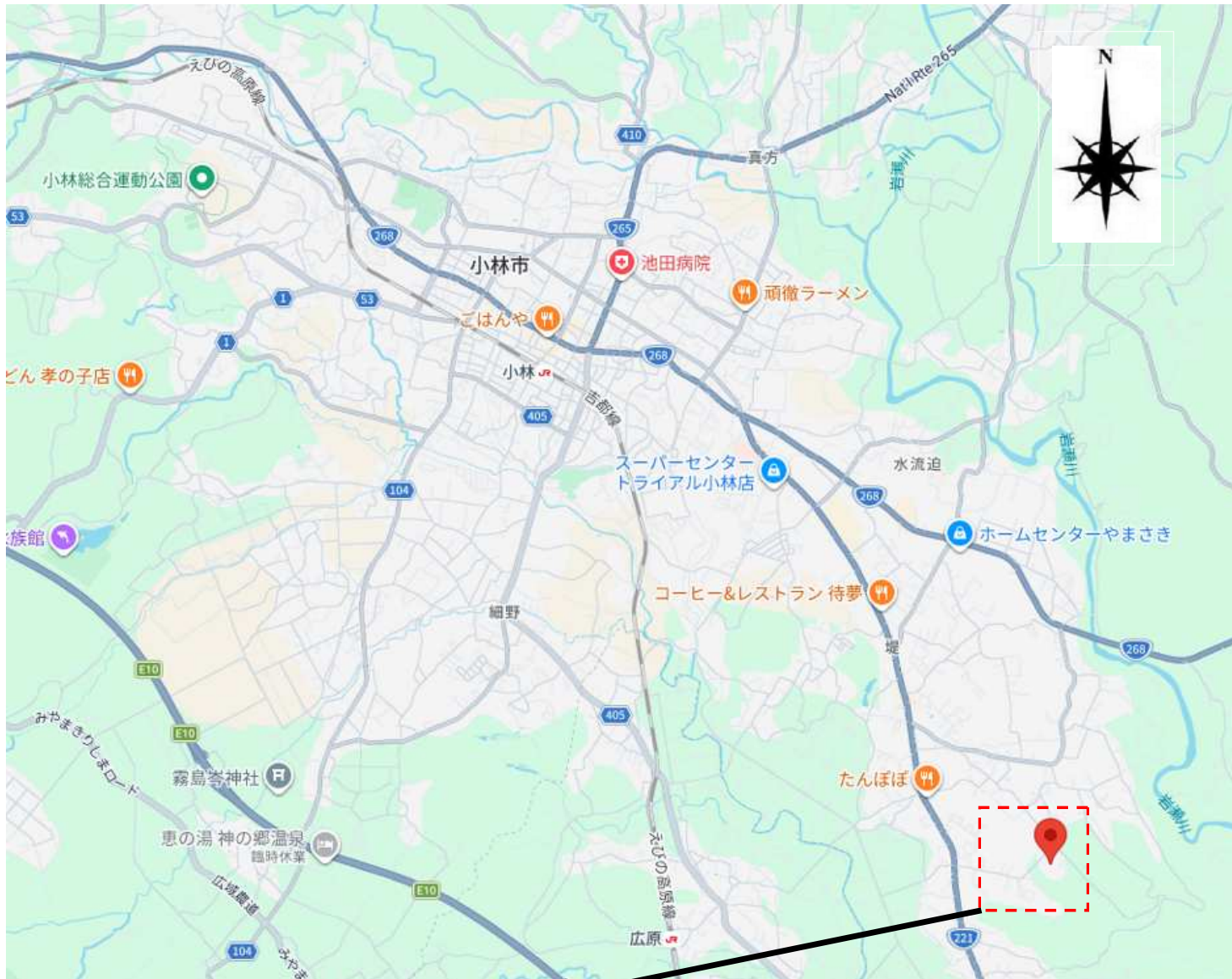
当日の取材に当たっては、腕章等マスコミ関係者であることがわかるものの着用をお願いします。駐車場は、別紙1に示した駐車場を使用してください。

施設内での撮影は可能ですが、介護施設の職員や入居者について個人が特定出来ないように撮影をお願いします。また、掲示板、モニター等に氏名が表示されている箇所は撮影不可となります(氏名が判別できないよう画像処理したうえで放映する場合は撮影可能)。

(添付資料)

- 別添1 宮崎県介護施設SAFE協議会設置要綱
- 別添2 令和8年度全国安全週間実施要綱
- 別添3 令和8年度全国安全週間リーフレット(宮崎労働局版)

至えびの市



至宮崎市

至高原町

拡大図

社会福祉法人 ときわ会 特別養護老人ホーム「ひなもり園」
〒886-0003 宮崎県小林市堤4380

駐車場

視察

集合場所
視察



『宮崎労働局長による視察』

取材申込書

宮崎労働局労働基準部健康安全課（担当 松澤）あて

Emai: kenkouanzenka-miyazakikyoku@mhlw.go.jp

電話番号：0985-38-8835

【令和8年6月26日】

取材申込者名簿	
報道機関名	TEL()
職名	氏名

中止の場合の連絡先 TEL ()

宮崎県介護施設 SAFE 協議会設置要綱

1 設置趣旨・目的

休業4日以上労働災害による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあり、事故の型別でみると、「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数が年々増加し、全体の約4割という状況にあるなど、労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）の増加が課題となっている。

また、転倒災害では約半数が骨折などを伴う休業1か月以上の災害であり、中には後遺症を伴う重篤な災害も発生している。

その影響は企業における経営活動にも多分に影響を及ぼしている可能性があることから、その対策は喫緊の課題であり、必要な対策を講じ、着実に減少傾向に転じさせる必要がある。

死傷者数を減少に転じさせるためには、増加する行動災害の予防を労働分野の問題としてだけでなく、働き手の確保などの企業の経営問題、国民の健康に関わる問題として捉え、関係者が一丸となって対策を講ずることが必要である。

本協議会は、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運醸成を推進することを目的とする。

2 実施事項

- (1) 構成員の取組に関する情報交換（「SAFE アワード」等好事例の共有も含む。）
- (2) 健康づくりの観点等からの行動災害防止対策の啓発
- (3) 構成員の取組目標等を定めた計画を策定
- (4) 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- (5) 行動災害防止に係る啓発資料等の作成
- (6) 構成員や構成員等の連携による取組の「SAFE アワード」への応募

3 構成員

別紙のとおり。

4 開催頻度

半期に1度程度

5 その他留意事項

その他協議会の運営に必要な事項は、構成員の議論を経て決めることとする。

制定 令和4年11月7日
令和5年7月21日

宮崎県介護施設SAFE協議会構成員名簿

【令和8年度】

	名 称	備 考
1	(福)スマイリングパーク	
2	(福)ときわ会	
3	(福)綾康会 (宮崎県老人福祉サービス協議会 会長)	
4	(株)はまゆう ((一社) 全国介護事業者連盟 宮崎県支部長)	
5	宮崎県社会福祉協議会	
6	介護労働安定センター宮崎支部	
7	宮崎県福祉保健部長寿介護課	
8	宮崎市福祉保健部介護保険課	
9	宮崎産業保健総合支援センター	
10	宮崎労働局	

令和8年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、**今年で99回目**を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上¹の死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、**6月1日から6月30日まで**を準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場等

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- (2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策
 - ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底
 - ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
 - ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢者に対する労働災害防止対策

「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施

③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策

母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策

派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化

⑤ 特定自主検査の適正な実施

ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施

イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底

ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施

⑥ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

⑦ 熱中症予防対策

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする

る改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施

ウ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと

⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他、個人事業者等が上記10(1)～10(3)⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

令和8年度

全国安全週間

本週間 7月1日～7月7日

準備期間 6月1日～6月30日



令和8年度 安全週間スローガン 「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

令和8年度 全国安全週間の実施について

全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動の推進と、職場での安全意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とし、昭和3年に初めて実施されて以来、今年で99回目を迎えます。

令和7年に宮崎県内で発生した労働災害の発生状況（新型コロナウイルス感染症を除く）を見ると、死亡災害が前年比4件減の10件、休業4日以上死傷災害が70件減の1473件となっており、近年の休業4日以上の労働災害は年間1500件前後で推移しています。

全国安全週間開催中に自社の安全管理を点検し、労働災害の撲滅に向けた取り組みを行います。

転倒・腰痛災害防止に取り組みましょう！



県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）は、転倒災害が最も多く、令和7年は364件で全体の約25%を占めています。骨折の割合は約67.6%であることから、休業日数も長くなる傾向にあります。

全国でも、転倒災害が最も多い災害となっております。転倒災害の主な原因は、滑り、つまづき、踏み外しです。

また、腰痛は多くの業種で業務上疾病全体に占める割合が最も大きい疾病となっております。行動災害は誰もが起る災害です。下記サイトを参考に取り組みましょう。



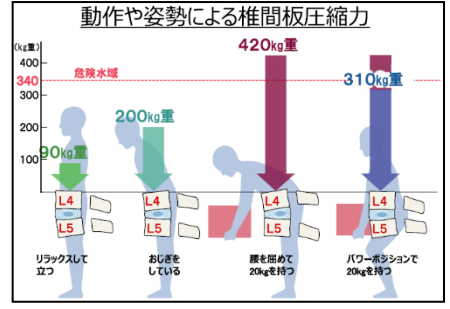
転倒災害に係る

リーフレット・動画等は[こちら](#)



職場における腰痛

予防指針は[こちら](#)



改正安衛法等について 令和7年5月14日公布 順次施行



☆改正の概要☆

① 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

- ・注文者等が講ずべき措置に履行に必要な整備を行う。
- ・個人事業者等自身が講ずべき措置や業務上災害の報告制度等を定める。

② 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ・ストレスチェックを労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。（当分の間努力義務となっていたものを義務化）※施行までの十分な準備期間を確保する。

③ 化学物質による健康障害防止対策の推進【労働安全衛生法・作業環境測定法】

- ・化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性の通知義務違反に罰則を設ける。
- ・化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り代替化学名等の通知を認める。（人体に及ぼす作用や緊急の措置等は対象外）
- ・個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

④ 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ・ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ・登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

⑤ 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- ・高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とする。

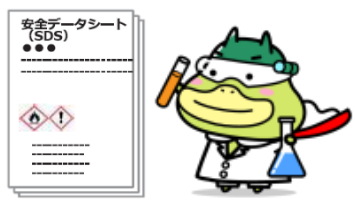


改正安衛法等に関する

ポータルサイトは[こちら](#)



個人事業者等に対する安全衛生対策に関するポータルサイトは[こちら](#)



☆転倒等リスク評価セルフチェック票☆

質問に回答する形式の自己評価と身体機能測定結果を評価するものです。自己評価と測定結果の差を認識することが重要です。上記、転倒災害に係るリーフレット・動画はこちらの二次元コードからファイルを読み込み、セルフチェックをしてみましょう！



エイジフレンドリーな職場を目指そう！



令和7年の県内の労働災害（新型コロナウイルス感染症を除く）のうち高齢労働者（60歳以上）に関する労働災害は529件で全体の約35.9%を占めています。

高齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体機能の低下が影響を与えているため、下記の高年齢者の労働災害を防止するための指針やエイジフレンドリー補助金を活用して対策を進めていくことがポイントとなります。

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けて取り組みましょう。

高年齢者の労働災害防止のための指針

☆指針の概要☆

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② 職場環境の改善
- ③ 高年齢者の健康や体力の状況の把握
- ④ 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応
- ⑤ 高年齢者に対する安全衛生教育
- ⑥ 労使の協力の下で取組を進める
- ⑦ 国・関係団体等による支援の活用



高年齢者の労働災害防止のための指針は[こちら](#)



エイジフレンドリー補助金



交付申請書受付期限：令和8年5月20日から同年10月31日まで
補助金を活用して安心して安全に作業ができる職場環境の改善に取り組みましょう！

従業員通路への凍結防止装置の導入 / 水場における防滑性能の高い床材等の導入 / 重量物搬送機器の導入 / アシストスーツの導入

滑りにくいグレーチングの導入 / 防滑性能の高い床材の施工

イラストは補助金活用例です

ポータルサイトは[こちら](#)

STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの実施について

STOP！熱中症

キャンペーン期間：5月1日～9月30日

準備期間：4月 / 重点取組期間：7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

安全！！



実施要項及び熱中症防止のためのガイドラインは[こちら](#)

令和8年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施要項及び熱中症防止のためのガイドラインを公表中



- 主唱 宮崎労働局 宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署
- 協賛 公益社団法人宮崎労働基準協会 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部 宮崎産業保健総合支援センター

宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和8年11月11日(水) 13時30分～
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

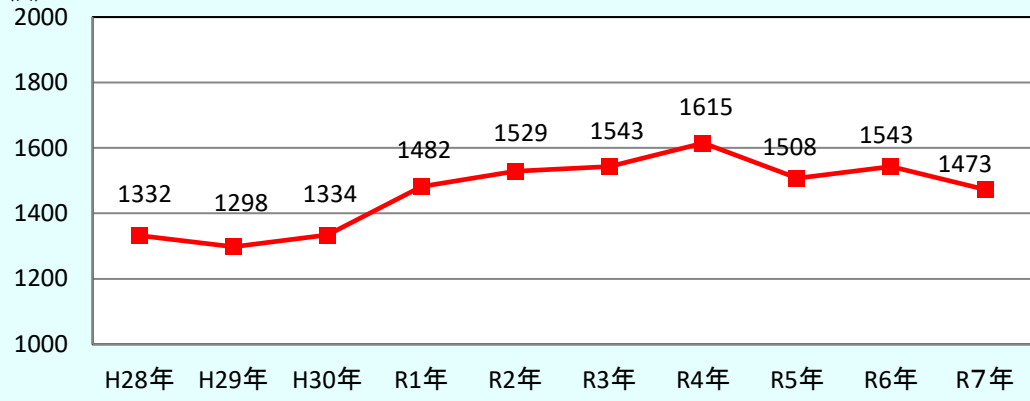
全国産業安全衛生大会

とき 令和8年9月16日(水) から18日(金)まで
ところ 北海道立総合体育センター（北海きたえーる）（北海道札幌市）

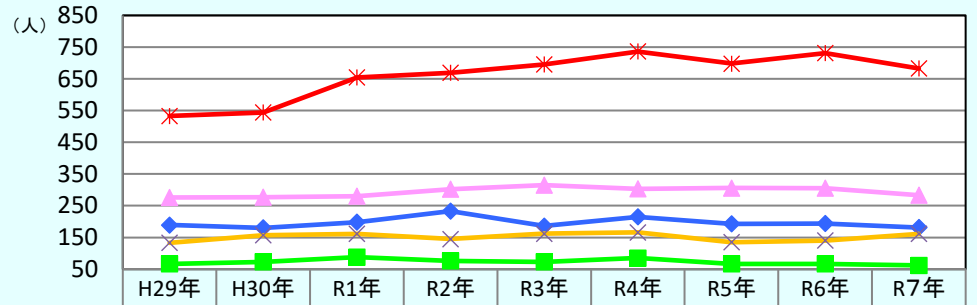


宮崎県内における労働災害の現状(コロナを除く)

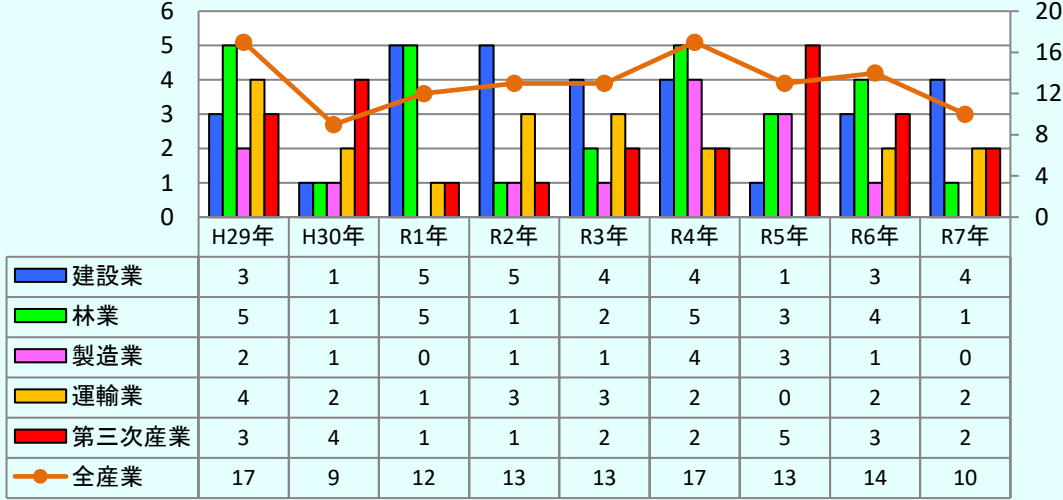
労働災害死傷者数の推移(休業4日以上)



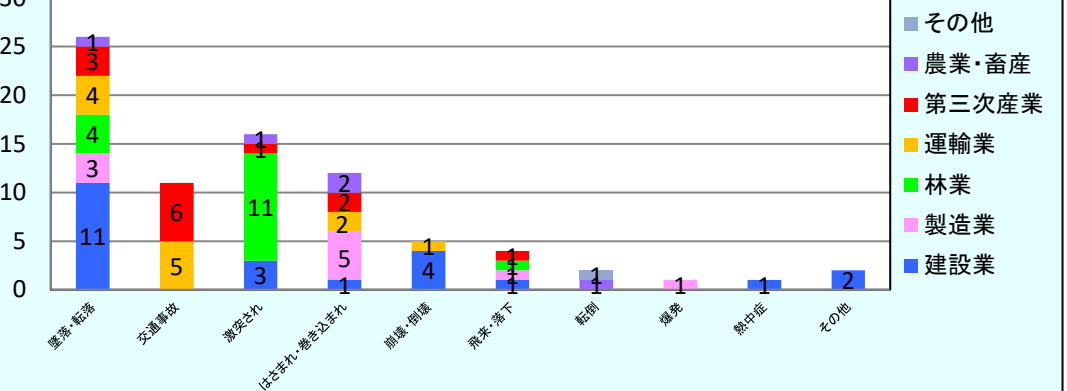
主要産業別死傷者数(休業4日以上)の推移



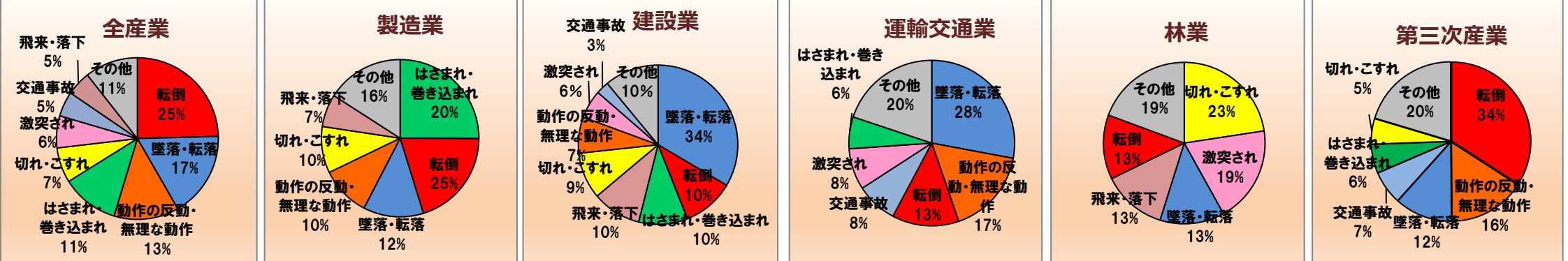
全産業及び主な産業別死亡者数の推移



業種別・事故の型別死亡災害発生状況(R2~R7)



令和7年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況(コロナを除く休業4日以上・県内)



令和7年死亡災害の発生状況

番号	業種	年齢	事故の型	災害発生状況
1	一般貨物自動車運送業	70代	交通事故(道路)	被災者は鉄鋼スラグを輸送するため、10トンタンクトラックを運転して国道を走行していたところ、左脇の歩道に接触した反動で反対車線を越え、国道沿いの飲食店の看板の支柱に衝突した。
2	農業	60代	はさまれ・巻き込まれ	被災者は製茶工場内の高さ6mの箇所で機械に巻き込まれ窒息した。なお、近くには梯子が立てかけられ、はしごの下にほうきが落ちていた。
3	商業	30代	交通事故(道路)	被災者は高速道路のトンネル内を走行中、非常駐車帯の側壁に衝突して死亡した。
4	建設業	70代	2m以上の墜落・転落	民家のフェンス設置工事を行うため、被災者が擁壁に穿孔機で穴をあけていたところ、穿孔機の刃が鉄筋に噛みこんだ反動でバランスを崩し、高さ2.6mの箇所から墜落した。
5	ハイヤー・タクシー業	70代	交通事故(道路)	被災者がタクシーを運転していたところ、片側一車線の右カーブで反対車線にはみ出し、対向車と衝突した。
6	林業	60代	激突され	被災者と同僚が同時にそれぞれの木を伐倒していたところ、同僚が伐倒した木(高さ約20m)が被災者に激突した。
7	建設業	70代	2m以上の墜落・転落	被災者がドラグショベルを運転して仮置場まで移動していたところ、鉄製のクローラが敷鉄板上で滑動し、路肩から約10m転落した。
8	建設業	70代	2m以上の墜落・転落	被災者がドラグショベルを運転して締り締め作業を行っていたところ、植樹用の穴(深さ約3m)に転落した。
9	建設業	60代	2m未満からの墜落・転落	同僚が被災者を見つけた際、被災者は倒れた脚立の横に座り込んでいた。被災者は肋骨を骨折して療養していたが、7日後に死亡した。
10	警備業	70代	交通事故(道路)	被災者は同僚が運転する社用車で営業所へ戻っていたところ、社用車が中央線をはみ出し、対向車と正面衝突した。

安心して働きたい!

令和8年度 労働保険の年度更新 (労災保険・雇用保険) 6.1月~7.10日

●電子申請は時間を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
●電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省 厚生労働省ホームページ

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です!

労働保険料および一般拠出金の納付には、**口座振替が利用できます。**

「口座振替による納付」のメリット

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 手数料はかかりません。
- 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

全期または第1期	第2期	第3期	
通常の納期限	7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

※労働保険事務組合によっては、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同となります。

口座振替の手続きについては、裏面をご覧ください。→→→

厚生労働省

○令和8年度労働保険年度更新のお知らせ

二次元コードはこちら⇒

○労働保険料に関する口座振替納付のお知らせ

二次元コードはこちら⇒

○年度更新 電子申請特設サイト

二次元コードはこちら⇒

労働保険関係の手続きは電子申請でカンタン・便利!

一度設定すれば、後の申請がラクになる!

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利」に手続きできます。自宅やオフィスなどから、e-Govサイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出ができます。

メリット01 **スピード申請**
大量の申請書への記入も標準スピードで、前年度の情報を取り込み、入力チェック機能や自動計算機能で、記入漏れや記入ミスを防げます。

メリット02 **いつでもどこでも手続き可能!**
労働局や労働基準監督署などの窓口に向かう必要はありません。窓口での待ち時間もなくなり、自宅やオフィスにいても申請や届出ができます。しかも24時間いつでも申請や届出が可能です。

メリット03 **無駄な時間・コストの削減**
申請・届出用紙の入手は不要。窓口での待ち時間や窓口までの移動費などを大幅に削減でき、経理担当者も業務効率化につながります。

厚生労働省